

# 令和3年度 第1回

## 南九州市新庁舎建設検討委員会

日時 令和3年5月20日（木）10:00～

場所 南九州市役所知覧庁舎本館2F委員会室

### 会 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員・職員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選任
- 6 諮問
- 7 協議
  - (1) 検討委員会の運営指針について
  - (2) 検討委員会の概要について
  - (3) これまでの新庁舎建設に関する検討の経緯
  - (4) 今後の進め方について
- 8 その他

次回の委員会開催日（案） 令和 年 月 日（ ） 時～

- 9 閉会

## 南九州市新庁舎建設検討委員会委員名簿

R3年度

職	氏名	団体名等	備考
委員	鯨坂 徹	鹿児島大学大学院理工学研究科	教授
委員	中村 利和	南九州市地区公民館連絡協議会（潁娃）	郡地区公民館長
委員	田中 泉	南九州市地区公民館連絡協議会（知覧）	浮辺地区公民館長
委員	森田 隆志	南九州市地区公民館連絡協議会（川辺）	大丸地区公民館長
委員	大隣 初美	南九州市男女共同参画審議会	会長
委員	深町 一稔	南九州市身体障害者協会	会長
委員	篠原 征美	南九州市ゴールドクラブ連合会	会長
委員	池田 清志	南さつま農業協同組合	常務理事
委員	伊瀬知 省一	いぶすき農業協同組合	理事
委員	蔵元 泰正	南九州市商工会	会長
委員	大迫 茂子	南九州市地域女性団体連絡協議会	会長
委員	霜出 理恵	南九州市PTA連絡協議会	霜出小学校PTA 副会長
委員	松崎 瑞喜	南九州市連合青年団	副団長
委員	方違 久美子	市民代表	公募
委員	古市 豊	市民代表	公募
委員	川口 正一	その他市長が必要と認める者	過去検討委員会参加者

事務局	平山 憲二	新庁舎建設推進課	課長
事務局	池田 秋英	新庁舎建設推進課	係長
事務局	尾辻 圭市	新庁舎建設推進課	主任主査

## 南九州市新庁舎建設検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 本市の新庁舎建設計画の策定に当たり、市民等の幅広い意見を反映させるため、南九州市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 新庁舎建設の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

### (組織及び任期)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体から推薦された者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、会議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、公開しないことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、新庁舎建設推進課において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず市長が招集する。

## 南九州市新庁舎建設検討委員会運営指針（案）

### （趣旨）

第1条 南九州市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

### （会議の公開）

第2条 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

### （傍聴）

第3条 会議は、傍聴することができるものとする。ただし、会議の秩序維持に大きな支障が生じるおそれがあると委員長が認めるときは、制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、南九州市新庁舎建設検討委員会傍聴希望書（様式第1号）に必要事項を記入し、事務局から傍聴章（様式第2号）を受け、これを常時見えるところに表示しなければならない。なお、傍聴を終え退場するときは、傍聴章を事務局に返却するものとする。

3 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて委員長が調整する。

4 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により決定する。

### （委員会の出席）

第4条 会議には、委員本人が出席するものとする。

### （発言）

第5条 委員は、委員長の許可を得た後に発言するものとする。

### （会議録）

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 会議の議題

(4) 会議経過の要旨

(5) その他委員長が必要と認めた事項

2 会議録は要点記録とし、発言者の氏名は記載しないものとする。

3 会議録は、次の会議において各委員に配布し、確認後に公開する。

### （会議結果等の公表）

第7条 会議録や委員会資料は、新庁舎建設推進課、各支所地域振興係及び南九州市ホームページにおいて一般の閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料の掲載について十分配慮し、可能な範囲の情報の公表に努めるものとする。

(その他)

第8条 その他、委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、委員長が会議に諮って定めることとする。

附 則

この運営指針は、令和3年5月 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

南九州市新庁舎建設検討委員会 傍聴希望書

標記会議の傍聴を希望します。

傍聴にあたり、下記の事項を順守します。

氏 名 \_\_\_\_\_ :

勤務先（所属団体） \_\_\_\_\_ :

住 所 \_\_\_\_\_ :

連絡先（TEL） \_\_\_\_\_ :

記

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、傍聴章が見える位置に表示してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

様式第2号（第3条関係）

（表）

	南九州市新庁舎 建設検討委員会
<h1>傍 聴 章</h1>	
※お帰りの際は事務局へお返してください。	

（裏）

傍聴に際しての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、本章を見える位置に表示してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。



長期スケジュール（案）

	R3 年度 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 年度 (2025)
基本構想・基本計画	←→				
基本設計		←→			
実施設計			←→		
建設工事				←→	→
開庁					★
新庁舎建設検討委員会	←→				
市民説明会，アンケート等	←→	→			
庁内検討委員会	←→	→	→	→	→

※一般的に建設事業は，

「基本構想 ⇒ 基本計画 ⇒ 基本設計 ⇒ 実施設計 ⇒ 建設工事」と進めることとなります。

項目	内容
基本構想	<p>将来を展望した新庁舎の役割や機能に対して，設計の前提となる基本的な考え方を表すものです。</p> <p>具体的には，新庁舎の必要性の合意形成を踏まえて，建設位置，規模，機能，予算（財源）など</p>
基本計画	<p>基本的な考え方（基本構想）を受けて，具体的な課題や条件を整理し，事業全体の方針を検討，確定することにより，建設規模，事業費概算等，事業実施のための設計の指針（設計与件）を表すものです。</p> <p>具体的には，敷地の立地条件，法令上その他諸条件の把握，調査，延床面積，事業費概算の確定，建設スケジュールの作成など</p>
基本設計	<p>基本構想や基本計画で提示された設計の指針（設計与件）を整理したうえで，建物の配置，平面計画，庁舎として有すべき機能や性能，意匠的デザイン，工事費概算，工事工程計画等を基本設計書としてまとめるものです。</p>
実施設計	<p>基本設計図書に基づいて，詳細な設計を進め，工事契約の締結や工事の実施に必要な実施設計図書を作成するものです。</p>
建設工事	工事

新庁舎建設の基本構想・基本計画の掲載項目（案）

	掲載項目	内 容
1	新庁舎建設の経緯と必要性	新庁舎建設に関するこれまでの経緯や老朽化や狭隘化などの説明
2	新庁舎建設の基本的考え方	新庁舎建設に対する基本理念及び基本方針など
3	建設後の事務方式	本庁方式等に関する経緯や資料
4	新庁舎に導入する（求められる）機能	基本理念等に基づき導入すべき機能
5	新庁舎の規模	地方債事業費算定基準等を参考として算出される新庁舎の延床面積及び駐車場等を考慮した敷地面積
6	新庁舎の構造の検討	安全性や機能性、耐久性、施行性、経済性など多角的な見地からの検討
7	新庁舎の位置の選定	新庁舎位置の選定に関する経緯や資料
8	事業費の試算及び財源	新庁舎の規模及び選定された位置に対する事業費の試算及びその財源
9	建設スケジュール	新庁舎建設に関するスケジュール
10	事業手法	事業手法の決定の経緯と資料
11	新庁舎の配置計画について	今後の設計業務において様々な工夫や技術提案等を求める際の基礎資料とする
12	支所機能について	支所に必要な機能の検討

※ 掲載項目・内容は、現時点の予定であり、今後変更となることもあります。

南九州市の庁舎建設に関するこれまでの経緯

時 期	内 容
平成24年 7 月	庁舎の在り方市民検討委員会（委員15名）を設置し、庁舎の在り方に関しての今後の方向性を検討。
平成25年 3 月	庁舎の在り方検討委員会からの提言 「10年～20年後を目途に新庁舎を建設する方向で準備を進めていくこととし、そのための基金積み立ても毎年行う」とする旨の内容。
平成25年度	市職員による検討委員会で、提言に対する市の対応について協議。 「新庁舎建設の目標年度を平成40年度完成を目指す」 「毎年度 1 億円以上の基金積み立てを目指す」 「必要最小限の改修（耐震工事）を進める」ことを決定。
平成25年度～ 平成26年度	3 庁舎の耐震補強工事を実施 知覧庁舎本館 H25年度 工事費： 151,454,000円 知覧庁舎西別館 H26年度 工事費： 25,119,000円 穎娃庁舎本館 H26年度 工事費： 90,777,000円 川辺庁舎本館 H26年度 工事費： 152,855,400円 ※ 金額は実施設計・耐震工事・監理委託料
平成25年度～	庁舎建設整備基金の積立て開始 令和 3 年 3 月現在 822,744,272円
平成28年度	新庁舎建設に関する市役所内部検討会を設置し、今後の進め方の具体案を検討。
平成29年 8 月	庁舎建設等市民検討委員会（委員16名）を設置し、新庁舎の建設に向けて、最も適していると考えられる建設位置を検討
平成30年 3 月	庁舎建設等市民検討委員会からの提言 「新庁舎の位置としては、知覧農業振興センターとすることが望ましい」とする旨の内容。
平成30年度	庁内職員による検討委員会で、提言に対する市の対応について協議 「新庁舎の位置は、総合的に判断し知覧農業振興センターとすることが適当と判断する」 「合併推進債の延長を引き続き国県等に要望していく」 「穎娃・川辺支所については、市民サービスの低下を招かないよう新たな仕組みを検討していく」ことを決定
平成30年10月	市長と語る会を 3 地域で開催し、新庁舎の建設に関する市の方針について説明
令和 2 年10月	合併推進債の再延長をしない旨の方針を国が決定
令和 2 年11月	新庁舎建設に向けて取り組んでいくことを決定
令和 3 年 3 月	新庁舎建設検討委員会設置条例制定、新庁舎建設推進課の課設置条例制定

今後の進め方について（令和3年度スケジュール（案））

時 期	内 容
令和3年4月～	新庁舎建設庁内検討委員会を設置し，職員アンケートや作業部会などで，現庁舎の課題・問題点等を抽出し，新庁舎に求める施設・設備・機能などを検討
令和3年5月～	新庁舎建設検討委員会（委員16名）を設置し，新庁舎の建設に向けて，基本構想・基本計画について検討 年度末にかけて10回程度の開催予定
令和3年5月～6月	市民説明会 庁舎建設検討の経緯・新庁舎を建設する理由・推進体制・今後のスケジュール等について説明
令和3年7月～8月	住民アンケートの実施
令和3年9月	ワークショップの実施
令和3年10月～11月	市民説明会 新庁舎建設基本構想・基本計画（案）について説明
令和3年12月	南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画に関するパブリックコメントを実施し，市民からの意見を募集する。
令和4年3月	南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画策定（納品）

